資料４

新潟県総合計画における最終評価及び次期計画策定に向けて

１　新潟県総合計画

県政運営の総合的・基本的な指針として、県政の各分野の計画・ビジョンの基本となる、新潟県の最上位の行政計画。〔計画期間：H29 年度（2017 年度）～R6 年度（2024 年度）の８年間〕

２　新潟県総合計画における「消費者行政」の位置づけ

総合計画において 20 ある政策の柱の一つ「1-1-(4)安全で安心なまちづくり」で定める政策として「③ 消費者被害の防止と消費者教育の推進」を掲げ、政策展開の基本方向や達成目標を示している。

３　新潟県総合計画における最終評価について

令和６年度が総合計画の最終年度にあたることから、最終評価を実施予定。最終目標に対する評価については、中間評価時と同様、県による内部評価（一次評価）、有識者による外部評価（二次評価）を取り入れた総合的な評価を実施することとしている。

＜客観的な成果指標の状況＞

指標名	現状値 (年度)	最新値	最終目標値 (2024 年度)	達成状況 (達成率)
消費者被害防止に取り組む見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）の人口カバー率	10.8% （４市１村） (2017 年度)	63.3% a (15 市町村) (2023 年度)	100% b (30 市町村)	63,3% (a/b×100%)
＜ 関連指標 ＞ 高校生向け消費生活講座の実施率	62.3%（71 校） (2017 年度)	67.9% a (76 校) (2022 年度)	85% b (96 校程度)	79,9% (a/b×100%)

＜一次評価（内部評価）に向けた考え方＞

以下のことを加味し評価していきたい。

○主要指標

・国が設置市町村の県内人口カバー率 50%以上を目標とする中、本県では、高齢化率の高い人口規模の小さい町村も含め、県内全市町村人口カバー率 100%を最終目標に掲げ、県内の見守りネットワーク設置を積極的に進めたことにより、協議会設置市町村数は着実に増加、指標値は年々上昇し、全国比較においても全国 10 位と上位である。

・また、協議会未設置の市町村においても、消費者行政部局と福祉部局や防犯部局との連携の重要性について周知が進み、実質的な連携体制の構築につながった。

○関連指標

・出前講座については、教育委員会等と連携し、県内全ての高等学校等への講座案内送付、校長会や教員対象研修などでの講座活用の働きかけなど、様々な機会を通じて積極的な活用を促したことにより、７割近い学校で実施されている。

・併せて、成年年齢引き下げを踏まえ、学校現場での消費者教育の一層の充実強化を図るため、本県では、新潟県独自の消費者教材を作成するとともに、各学校の実態に応じて編集加工可能な教員向け教材を併せて各学校へ提供するなど、学校での活用を促進した。その結果、消費者教育に関する出前講座を含めた実践的な授業を実施している高等学校等の割合が 100%（全国で５都道府県のみ）と高水準となっている。

【参考】

◆地方消費者行政強化作戦 2020（消費者庁）

地方消費者行政強化作戦2020

令和2年4月
消費者庁

趣旨

- 第4期消費者基本計画（令和2年3月31日閣議決定）を踏まえ、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、消費者の安全・安心が確保される地域体制を全国的に維持・拡充することを目指し策定（対象期間は、令和2～6年度）
- 地方の自主性・自立性が十分発揮されることに留意しつつ、地方消費者行政の充実・強化のための交付金等を通じて、地方における計画的・安定的な取組を支援
- 毎年度、進捗状況の検証・評価を行うなど、PDCAによる進捗管理を徹底

政策目標　都道府県ごとに以下の目標を達成することを目指し、地方公共団体の取組を支援

＜政策目標1＞消費生活相談体制の強化

【消費生活センターの設置促進】

1－1　設置市区町村の都道府県内人口カバー率90%以上

＜政策目標2＞消費生活相談の質の向上

【消費生活相談員の配置・レベルアップの促進】

2－1　配置市区町村の都道府県内人口カバー率90%以上

2－2　相談員資格保有率75%以上

2－3　相談員の研修参加率100%（各年度）

2－4　指定消費生活相談員を配置（全都道府県）

＜政策目標3＞消費者教育の推進等

【若年者の消費者教育の推進】

3－1　消費者教育教材「社会への扉」等を活用した全国での実践的な消費者教育の実施

3－2　若年者の消費者ホットライン188の認知度30%以上（全国）

3－3　若年者の消費生活センターの認知度 75%以上（全国）

【地域における消費者教育推進体制の確保】

3－4　消費者教育コーディネーターの配置の推進（全都道府県、政令市）

3－5　消費者教育推進地域協議会の設置、消費者教育推進計画の策定（都道府県内の政令市及び中核市の対応済みの割合50%以上）

3－6　講習等（出前講座を含む）の実施市区町村割合75%以上

【SDGsへの取組】

3－7　エシカル消費の推進（全都道府県、政令市）

3－8　消費者志向経営の普及・推進（全都道府県）

3－9　食品ロス削減の取組の推進（全都道府県、政令市）

＜政策目標4＞高齢者等の消費者被害防止のための見守り活動の充実

【消費者安全確保地域協議会の設置】

4－1　設置市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上

【地域の見守り活動の充実】

4－2　地域の見守り活動に消費生活協力員・協力団体を活用する市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上

4－3　見守り活動を通じた消費者被害の未然防止、拡大防止

＜政策目標5＞特定適格消費者団体、適格消費者団体、消費者団体の活動の充実

＜政策目標6＞法執行体制の充実（全都道府県）

＜政策目標7＞地方における消費者政策推進のための体制強化

【地方版消費者基本計画】

7－1　地方版消費者基本計画の策定（全都道府県、政令市）

【消費者行政職員】

7－2　消費者行政職員の研修参加率80%以上（各年度）

◆他都道府県の指標（主なもの）

- 消費生活相談員研修会参加回数、有資格者数
- 消費者ホットライン１８８認知度
- 見守りネットワーク設置自治体数
- 消費生活講座の実施回数、受講者数
- 消費生活サポーター人数
- 消費者行政関連の立入検査、調査実施回数
- 消費生活センターによるあっせん解決率
- クーリング・オフを知っている人の割合
- 消費者教育を受けた経験がある人の割合
- 過去１年間に消費者トラブルにあった人の割合